

工事の入札執行における工事費内訳書の取扱いについて（お知らせ）

令和8年4月1日
柳井地域広域水道企業団

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）の施行により、入札時に提出を求めている工事費内訳書に、材料費、労務費等の明示が義務付けられました。

つきましては、工事費内訳書の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

○主な改正の内容

（1）工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

入札執行時に提出を求める工事内訳書に、以下の事項を全て表示（記載）してください。
工事費内訳書の様式は、各工事において配布する内訳書を使用してください。

- ・直接工事費のうち材料費
- ・直接工事費のうち労務費
- ・現場管理費のうち建退共制度の掛金
- ・土木工事においては、現場管理費のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額
- ・営繕工事においては、工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額
- ・工事原価のうち安全衛生経費

（2）入札執行時の留意点

提出された工事内訳書に上記事項の記載漏れがあった場合、無効の入札とするので注意してください。

（3）適用基準日

令和8年4月1日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用します。

【参考】今回、新たに工事内訳書に記載すべき項目の内容

項目	内容
直接工事費のうち材料費	直接工事費に計上されるもののうち、主要な材料は必須とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上は不要とします。
直接工事費のうち労務費	直接工事費に計上されるもののうち、積上げ可能な方式（歩掛、施行パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上してください。市場単価方式や標準労務単価方式、その他の材工共の施工単価の労務費の計上は不要とします。
建退共制度の掛金	建退共に参加していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上してください。
法定福利費の事業主負担金	土木工事においては、現場管理費の内数として、現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保

	<p>険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出年金含む)等の法定の事業主負担額を計上してください。</p> <p>公共建築工事においては、一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として計上してください。</p>
安全衛生経費	<p>労働安全衛生法冷等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上してください。(「建設工事における安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」「安全衛生経費確保のためのガイドブック」等を参考に計上してください。)</p>

【参考】「安全衛生経費」の考え方の例

費用区分		主な内容		細目
直接 工事費	工事の目的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等)に示されているもの)	足場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)
		土留め支保工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)
		作業構台		<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通誘導警備員
		仮囲い		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接 工事費	準備費	調査費用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設物調査試掘他
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用
	安全管理等に要する費用		監視連絡等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の装置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度他) ・ 排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具
	警報設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函) ・ ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計 	
	営繕費		倉庫、材料保管等に要する費用	
	現場環境改善費			<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費	疾病・衛生対策費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断(一般・特殊健診)
安全訓練研修等に要する費用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT 		

問合せ先

柳井地域広域水道企業団 総務課 電話 25-0255